

## 第5章 豊島区の環境配慮率先行動

### ① 豊島区の現状

#### ● 「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定（旧 豊島区環境配慮ガイドライン）

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第21条に基づき、本区の実施する事務事業から排出される温室効果ガスの発生量を削減することを目的として策定するものです。

本報告書により、削減目標の最終的な達成状況を報告していきます。

#### <計画期間>

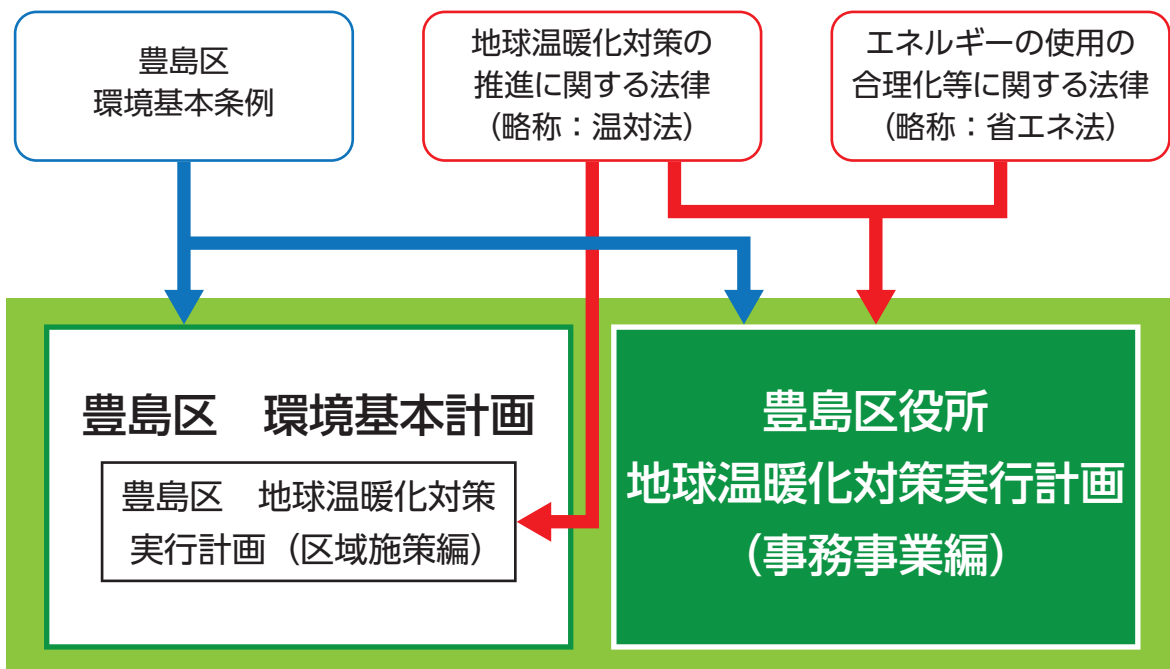
- ・平成29年度（2017年度）～平成35年度（2023年度）

#### <削減目標>

・平成27年度（2015年度）比で平成35年度（2023年度）までに豊島区CO<sub>2</sub>排出量を **19.3%以上削減**し、「12,885t-CO<sub>2</sub>」以下にする。

#### <計画の対象範囲>

- ・区の事務及び事業の全て

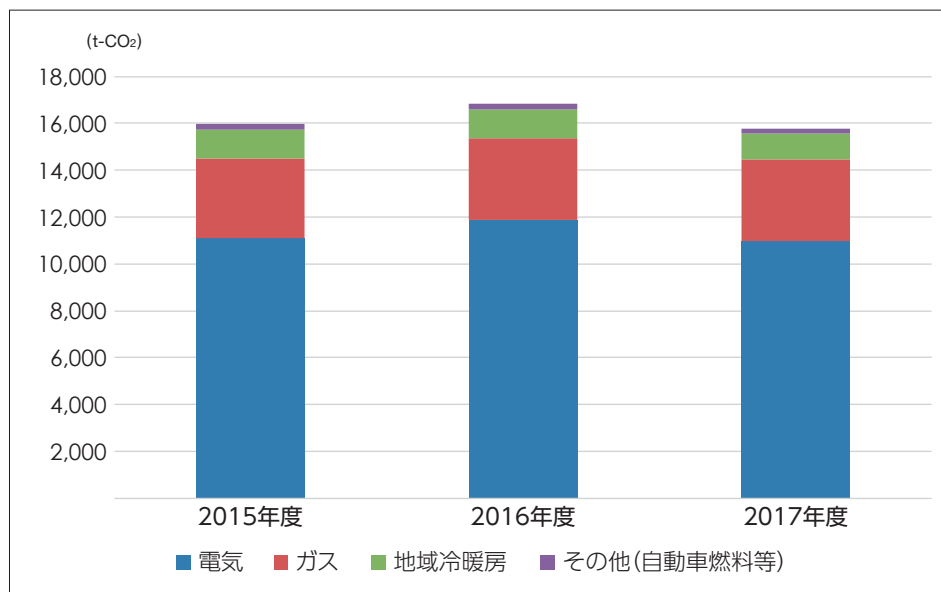


温対法 第21条の3

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

## ● 温室効果ガス排出量の推移 (資料P.82) (用語解説P.92)

豊島区は、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、温室効果ガス排出量を平成27年度(2015年度)比で19.3%以上削減する目標を設定し、節電・省エネに積極的に取り組んでいます。平成27年5月には、区役所が新庁舎に移転し、従来の同規模の建物と比較すると、CO<sub>2</sub>の排出量を30%以上削減できる環境庁舎となり、太陽光発電、自然採光、エコ照明、地域冷暖房システムの導入等、環境配慮技術を取り入れ、環境負荷の低減に努めてきました。



### 〈平成29年度末の状況〉

	基準排出量 平成27年度 (2015年度)	削減目標 平成35年度 (2023年度)	最新の排出量 平成29年度 (2017年度)
排出量	15,970t	12,885t以下	15,787t
増減率	—	△19.3%以上	△1.1%

※環境配慮ガイドラインの改定に伴い、温室効果ガスの排出係数を見直しています。

結果、基準年度である平成27年度の温室効果ガス排出量から1.1%削減することができました。

## ● エネルギー源別温室効果ガス排出状況 (資料P.82)

「豊島区役所 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」では、排出源の種別ごとに目標を決めて、削減に取り組んでいます。

	2015年度 基準年	2017年度 削減目標	2017年度 実績	2017年度 実績 (基準年度比)	評価
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	15,970	△4.8%	15,787	△1.1%	△
電気使用量	11,109	△5.0%	10,963	△1.3%	△
都市ガス使用量	3,384	△5.0%	3,476	2.7%	×
熱供給使用量	1,236	△5.0%	1,131	△8.5%	○
自動車燃料使用量	241	△2.0%	217	△9.9%	○
廃棄物排出量 (kg)	426,455	△0.9%	313,398	△26.5%	○
リサイクル率	41%	41.7%	40.6%	—	△
上水使用量 (m <sup>3</sup> )	108,487	△2.8%	105,437	△2.8%	○
紙使用量 (kg)	56,267	△2.8%	69,362	23.3%	×

## ② 施策の実施状況

### ● 環境負荷低減に向けての取組み

「豊島区役所 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」では、区役所が率先して取り組む率先行動として「エコアクション21 豊島区 環境マネジメントシステム」を規定し、取組みを実施するとともに、取組みを強化し、より一層温室効果ガスの削減に努めていきます。

#### 《職員の取組みの一例》

##### ・照明の取組み

断続的に使用する部屋 (会議室、給湯室等) の照明はこまめに消すなどして、照明点灯時間を10%削減すると、本庁舎の場合、使用量で3.5%、電気料金では1,095千円/年の削減が見込まれます。

#### 《評価・分析》

ガス使用量については、改修で施設の規模が大きくなったこと等で基準年よりも2.7%増加しましたが、昼休み時の消灯など節電・省エネへの取組みが定着してきたことや、省エネルギー設備の導入等により、温室効果ガスは削減しています。

紙使用量については、区民への通知や事業で使用する量が増え全体の使用量は増加しましたが、個人の研修資料や内部での会議資料等、まだ減らせる余地があるので、今後も資源削減を呼びかけていきます。

## 《今後の取組み》

庁内での取組みが必要な節電・省エネ行動についてまとめた「豊島区 環境マネジメントシステム」の別冊「豊島区役所 CO<sub>2</sub> 排出量削減への取組み」について、改めて環境管理推進員を通じて周知し、全職員への定着をはかっていきます。(環境政策課 調整グループ)

### 【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (1) 職員の意識・行動改革 (オール区役所の取組み)

## ● 「エコアクション21」認証取得 (用語解説P.83)

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取組みを行うことが必要であり、事業者においては製品・サービスを含むすべての事業活動の中に省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められています。(環境省「エコアクション21ガイドライン」より)

区はこれまで、区内事業者に対して「エコアクション21」への参加を支援してきましたが、一層地域が一体となって環境への取組みを進めるため、区自らも平成24年8月1日に「エコアクション21」の認証を取得しました(旧本庁舎)。



指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
エコ アクション21 認証施設数	旧本庁舎 のみ	本庁舎、 生活産業 プラザ、 池袋保健所、 区民ひろば等 計71施設	本庁舎ほか 全主要施設		

## 《評価・分析》

平成26年度以降は毎年認証施設を増やし、平成29年度には、男女平等推進センターが新たに認証を取得しました。これで、区が保有する主要施設のうち、9割以上の施設が認証を取得したことになります。

## 《今後の取組み》

新しく開設する施設の認証も確実に取得し、全主要施設の認証取得を目指します。(環境政策課 調整グループ)


### 【関連する環境基本計画の施策の方向】

5 (1) 職員の意識・行動改革 (オール区役所の取組み)

## ● 管理標準の作成 (資料P.83) (用語解説P.91)

省エネ法により、事業者は使用エネルギーの削減を確実なものとするため、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル(管理標準)」を作成することとされています。

平成25年度から豊島区もこの「管理マニュアル」を施設ごとにCO<sub>2</sub>排出量の多い高圧施設から順に作成しており、平成29年度は2施設で作成しました。

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
管理標準 作成施設数	—	52施設	65施設		目標は H28年度

### 《評価・分析》

計画的に作成することで、目標65施設のうち、改修中または改修予定の施設を除き、全ての施設で作成することができました。

### 《今後の取組み》

新しく開設する施設の「管理マニュアル」を順次作成する予定です。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 5(2) 区有施設等の低炭素化

## ● 再生可能エネルギーの導入 (資料P.84)

平成29年度は、新しく開設したとしま産業振興プラザに太陽光発電システムを導入しました。これまでの施設と合わせ、区が有する太陽光発電システムは21施設、総出力は353.6kWの規模となりました。



としま産業振興プラザ 太陽光パネル

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
区有施設の 太陽光発電 設置数	12施設	21施設	24施設		

## 《評価・分析》

新しく開設する施設に対し、積極的に導入することができました。今後は、改修・改築以外の施設への導入が課題と考えています。

## 《今後の取組み》

太陽熱の利用も含め、再生可能エネルギーの導入については、施設の特性・設置条件に合わせて最適なシステムを導入していきます。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 5(2) 区有施設等の低炭素化

## ● 省エネルギー型街路灯の導入

区役所が排出するCO<sub>2</sub>のうち、約5分の2を街路灯が占めています。老朽化した街路灯については、長寿命の省エネ型街路灯に随時更新しています。省エネ型街路灯に交換することで、温室効果ガスの削減とともに、電気料金、取替コスト、廃棄物の削減にもつながります。



省エネ型街路灯

## 《評価・分析》

平成29年度時点での省エネ型街路灯の導入率は約54%となりました。

## 《今後の取組み》

従来の街路灯は水銀灯が主流でしたが、現在その多くが老朽化しており、また2020年に水銀ランプの製造・輸出入が禁止されることで調達が困難になることから、豊島区街路灯維持管理計画に基づき、既設水銀灯を中心に、計画的に省エネ型街路灯へと改修していきます。(公園緑地課 公園管理グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 5(2) 区有施設等の低炭素化

## ● CO<sub>2</sub>排出量の少ない電力採用 (用語解説P.90、P.91、P.93)

23区の清掃工場が発生する排熱を利用して発電された電力の一部を、区立小学校26校で使用しています。

また、再生可能エネルギーを主要な電源とするCO<sub>2</sub>排出量の少ない新電力を小中学校4校及び高圧電力を使用する26施設に対して導入しています。



実施事項	実績	効果
清掃工場排熱発電 電力の利用	高圧電力を使用する 区立小中学校	年間CO <sub>2</sub> 削減量 1,654t
再生可能エネルギーを 活用した電源の利用	高圧電力を使用する 区立小中学校及び区有施設	年間CO <sub>2</sub> 削減量 1,877t

### 《評価・分析》

節電・省エネの取組みによって電気使用量が減っていくと、排熱や再生可能エネルギーを利用した際のCO<sub>2</sub>削減効果も減ることになりますが、それでも電気使用量の多い施設で利用することで、平成29年度はあわせて3,531tの削減効果を出すことができました。

### 《今後の取組み》

高圧電力を使用した施設への効果が明らかになった今、今後は施設数の多い低圧電力を使用した施設への新電力導入を検討し、さらなるCO<sub>2</sub>の削減をはかっていきます。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 5(2) 区有施設等の低炭素化

### ● カーボン・オフセットの実施 (用語解説P.89)

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスを、削減・吸収するプロジェクトに投資すること等により、埋め合わせをするという考えです。

### 《評価・分析》

平成29年度は、本報告書の作成やイベント用のチラシ作成で発生した約2.0t-CO<sub>2</sub>をカーボン・オフセットすることができました。

### 《今後の取組み》

カーボン・オフセットを活用できる事業については、漏れなく積極的に活用していく必要があります。また、交流都市等との連携によるカーボン・オフセット事業の可能性も検討していきます。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 5(2) 区有施設等の低炭素化



カーボンオフセット証書

## ● CO2 排出量の少ない車の導入 (用語解説 P.88、P.93)

区が管理する自動車の走行により排出する CO<sub>2</sub> は、全排出量の約 1.4% を占めています。これまでも低公害・低燃費の車種に限って導入してきましたが、さらにエネルギー効率の改善をめざして、ハイブリッド車など、より CO<sub>2</sub> 排出の少ない車を重点に導入を進めています。

また、原則として低公害車を選定するとともに、アイドリングストップ自動車として設計・製造されていることに配慮して選定しています。

清掃事務所の導入車両	実績
ハイブリッド型清掃車	6 台



指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
低公害車導入率	78%	85%	90%		

### 《評価・分析》

平成 29 年度に導入した車両はほぼ低公害車でしたが、庁有車の中にはまだ低公害車でない車両が残っているため、現状の数値にとどまっています。

### 《今後の取組み》

適正な乗換え時期を待たずに低公害車を導入することは難しいですが、乗換え時期及び新しく導入する車両については、積極的に低公害車を導入し、目標の達成を目指します。(環境政策課 調整グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 5 (3) 環境配慮型事業活動への転換

## ③ その他成果指標

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
コピー用紙の グリーン購入率	—	96.5%	100%		
本庁舎における リサイクル率	70.8%	78%	80%		



## 《評価・分析》

コピー用紙のグリーン購入率は、着実に取組みが定着してきており、平成28年度の95%よりもさらに高い割合となっています。

本庁舎におけるリサイクル率については、ごみ箱に掲示しているごみの捨て方や分別方法を具体的に分かりやすくすることで分別を徹底し、リサイクル率は78%となりました。

## 《今後の取組み》

コピー用紙のグリーン購入率については、グリーン購入が進んでいない部署への周知を徹底するなどして、平成30年度までに100%の達成を目指します。

本庁舎におけるリサイクル率については、目標の80%を目指すとともに、ごみの減量・再利用を促すことによって、ごみ全体量の減量を図っていきます。(環境政策課 調整グループ)